
夜間金庫規定

1. (夜間金庫契約の成立)

夜間金庫の利用に係る契約（以下「この契約」といいます。）は、お客さまからこの契約に係る当金庫所定の申込書の提出による申込みを受け、当金庫がこれを承諾したときに成立するものとします。

2. (反社会的勢力との取引拒絶)

この夜間金庫は、第15条第3項第1号、第2号AからEおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第15条第3項第1号、第2号AからEまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの夜間金庫の利用申込をお断りするものとします。

3. (利用目的)

この夜間金庫は、当金庫における夜間金庫利用者名義の当座勘定、普通預金その他の預金へ入金するため窓口営業時間外に利用してください。

4. (契約期間等)

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに借主または当金庫から解約の申出をしないかぎり、この契約は、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

5. (利用方法)

- (1) この夜間金庫を利用するときは、現金のほか預金に受入れることのできる証券類（以下「証券類」という。）を、当金庫所定の入金伝票とともに当金庫所定の夜間金庫入金袋（以下「入金袋」という。）に入れ、その入金袋を施錠のうえ、夜間金庫に投入してください。なお、入金伝票には氏名、口座番号、入金額その他必要事項を記入してください。
- (2) 入金袋の中には、預金として入金できる現金、小切手、配当金領収書等のほか、所定の通帳、伝票および金種類別表以外のものは入れないでください。
- (3) 入金袋を投入したのちは、夜間金庫のなかに入金袋が落下したこと、夜間金庫の扉が閉じ完全に施錠したことを確認のうえ、利用記録装置設置の夜間金庫においては利用記録票を受け取ってください。

6. (使用料)

- (1) この夜間金庫を利用するときは、当金庫所定の使用料を1か月分前払いするものとし、毎月、当金庫所定の日に契約者が指定した預金口座から自動引落しの方法により払出しのうえ徴収します。
なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1か月として計算します。
- (2) 使用料は金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更することがあります。その場合には、店頭表示、当金庫のウェブサイトの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより変更することができるものとします。変更後の使用料は、変更以後最初に継続される契約期間から適用します。

7. (手数料)

この夜間金庫を利用し、当金庫所定の枚数を超える硬貨にて預入れをされる場合、当金庫所定の手数料をいただきます。

8. (預金への受入処理)

- (1) この夜間金庫に投入された、入金袋内の現金、証券類は投入後に到来する窓口営業開始時刻以降、当金庫所定の手続きにより確認のうえ指定の預金口座に受入れますので、遅滞なく受入金額を確認してください。
- (2) 前項の取扱いにあたり、入金伝票に記載された金額が当金庫で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には、預金への受入金額は当金庫で確認した金額によるものとします。この処理をしたうえは、当金庫はその責任を負いません。

9. (入金袋の返却)

入金袋は、当金庫の受入手続終了後返却しますので、窓口営業時間中に来店のうえ受け取ってください。

10. (鍵の保管等)

- (1) 投入口鍵は利用者が保管し、その鍵を使用して夜間金庫扉の開閉を行ってください。
- (2) 入金袋の鍵正副2個のうち、正鍵は利用者が、副鍵は当金庫が保管し、入金袋の開閉に使用します。

11. (鍵、入金袋の喪失・毀損)

投入口鍵、入金袋および入金袋正鍵を失ったとき、または毀損したときは、直ちに書面によって当店に届出てください。なお、この場合、修理費・再製費または錠前等の取替えに要する費用を負担してください。

12. (届出事項の変更等)

- (1) 氏名または名称、住所、在留資格・在留期間その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により届出てください。
- (2) 前項の氏名または名称、住所、在留資格・在留期間その他の届出事項の変更の届出の前に生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

13. (通知等)

届出のあった氏名、名称、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着したとき、到達しなかったときまたは契約者もしくは代理人が到達を妨げたときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

14. (損害の負担等)

この夜間金庫の利用にあたり、災害、事変その他の不可抗力による損害、投入口扉の不完全な閉扉、入金袋の不完全な施錠、その他当金庫の責任によらない事由により生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この夜間金庫について、第3条に定める目的によらない利用が行われ損害が生じても、当金庫は責任を負いません。

15. (解約等)

- (1) この契約は、利用者または当金庫の都合によりいつでも一時中止または解約することができます。この場合には、投入口鍵、入金袋および入金袋正鍵を直ちに当店へ返却してください。
- (2) 次の一でも該当する場合には、当金庫はいつでも契約を解約することができるものとします。この場合には、投入口鍵、入金袋および入金袋正鍵を直ちに当店へ返却してください。第4条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

- ① 利用者が使用料を支払わないとき
- ② 利用者について相続の開始があったとき
- ③ 利用者もしくは代理人の責めに帰すべく事由等により、当金庫もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
- ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
- ⑤ 利用者または代理人がこの規定に違反したとき

- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、利用者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの夜間金庫取引を停止し、または利用者に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえ夜間金庫を明渡してください。

- ① 利用者が夜間金庫利用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 利用者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

-
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 利用者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他本号AからDに準ずる行為

(4) 前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間満了日の属する月の翌月から明渡しの日までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。

なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日第6条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。

16. (譲渡、転貸等の禁止)

この夜間金庫の利用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。なお、投入口鍵、入金袋および入金袋正鍵についても同様とします。

17. (規定の準用)

この規定に定めない事項については、当金庫当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取扱います。

18. (規定の変更)

当金庫は、金融情勢の状況変化その他相当の事由があると認められる場合には、本規定の各条項その他の条件を店頭表示、当金庫のウェブサイトの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより変更することができるものとします。当該変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。適用開始日以降は、変更後の内容により取扱うこととします。なお、当金庫の責めによる場合を除き、当該変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。

以上